

特別定額給付金(1人につき10万円)の申請はお済みですか?

【問合せ】 特別定額給付金事務局 ☎788-1198

新型コロナウイルス感染症の緊急経済対策として行われている特別定額給付金の申請を受け付けています。申請がお済みでない世帯主の人は、お早めに申請してください。

給付対象者

基準日(令和2年4月27日)において、南魚沼市の住民基本台帳に記録されている人

給付額

給付対象者1人につき10万円

受給権者(申請者)

住民基本台帳に記録されている人の属する世帯の世帯主が世帯員分をまとめて申請し、給付金を受け取ります。

申請方法

- 5月に世帯主宛てに郵送した申請書に、振込先口座情報などを記入し、本人確認書類、振込先口座確認書類(預金通帳など)の写しを添えて、同封の返信用封筒で返送してください。詳細については、郵送された申請書類をご覧ください。

※申請書を紛失した人は、事務局で再発行します。お問い合わせください

- 世帯主がマイナンバーカードをお持ちの場合は、オンライン申請が可能です。詳しくは、総務省のウェブサイト(「特別定額給付金」で検索)をご覧ください。



申請期限 8月31日(月)

※申請期限を過ぎてからの申請は、受け付けることができませんのでご注意ください

給付金を装った詐欺にご注意ください

市が次のことをお願いすることは絶対にありません。ご注意ください。

- 現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすること
- 受給にあたり、手数料の振込みを求めること

グリストラップ汚泥等処理費補助金 補助金単価の変更(引き上げ)

【問合せ】 廃棄物対策課 ☎782-0339

令和2年度におけるグリストラップ汚泥などの処理量の1リットル当たりの補助金単価を次のとおり引き上げます。

引き上げ前 5.5円/リットル
引き上げ後 10.9円/リットル

補助金制度の対象者や申請方法など詳しくは、市ウェブサイト(「グリストラップ汚泥等処理費補助金制度」で検索)をご覧ください。お問い合わせください。



南魚沼市事業継続給付金

申請締め切りは7月31日(金)です

【問合せ】 商工観光課 ☎773-6665

令和2年2月から4月の事業収入額を前年同月とそれぞれ比較して、最も高かった月の減少率が20%~50%未満の事業者を支援する給付金です。(2月から4月の事業収入で、国の持続化給付金を申請した人は対象外)

対象となる人は、7月31日(金)(当日消印有効)までに忘れずにお申し込みください。

すでに、市の経営支援給付金を申請している人は申請できません。ご注意ください。

詳しくは、市ウェブサイト(「南魚沼市事業継続給付金」で検索)をご覧ください。お問い合わせください。



困りごと 心配ごと 相談窓口

- 自分自身・家族の健康に関すること ☎773-6811 FAX773-6839 (保健課)
- 自分自身・家族の生活に関すること ☎773-6667 FAX773-6723 (福祉課)
- 市内事業者への支援に関すること ☎773-6665 FAX773-6710(商工観光課)